

定書の規定の実施のためにとった措置につき、専門家で構成される児童の権利委員会に定期的に報告するよう求められている。我が国は、条約の第3回政府報告などを平成20（2008）年に行い、平成22（2010）年6月にそれに対する児童の権利委員会の最終見解が公表されている。政府では、この最終見解の趣旨を踏まえつつ、「児童の権利に関する条約」と2つの選択議定書の実施の確保に努めている。

また、我が国は、国際労働機関（ILO）で採択された「就業が認められるための最低年齢に関する条約（第138号条約）」<sup>217</sup>と「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第182号条約）」<sup>218</sup>の締約国となっている。政府では、これらの条約の実施を通じ、児童労働の廃止を達成するための国際的な取組に貢献している。

## 2 情報の収集・発信（外務省、厚生労働省）

国連の場において、我が国の子ども・若者育成支援に関する国内施策について、国際社会に向けた情報の発信を行っている。平成26（2014）年9月にオーストラリアで開催されたG20雇用労働大臣会合において、子育て支援、若年の就労支援などに関する我が国の政策について情報発信を行った。

## 第4節 施策の推進等

### 1 関係施策の実施状況の点検・評価（内閣府）

子ども・若者育成支援に関する施策を推進するとともに、実施状況について点検・評価を行うため、子ども・若者育成支援推進本部の下で子ども・若者育成支援推進点検・評価会議（以下「点検・評価会議」）という。）が開催された<sup>219</sup>。

点検・評価会議では、平成27（2015）年度に想定される新たな大綱の検討に資することを目的とし、平成25（2013）年11月から、現在子ども・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」の総点検を開始した。関係府省からの資料提供・ヒアリングや構成員からのプレゼンテーションにより、現大綱の策定後の現在までの取組、進捗に係る評価、課題、今後の方向性などについて審議し、その成果として平成26（2014）年7月に「子ども・若者育成支援推進大綱の総点検」を取りまとめた<sup>220</sup>（第2-5-6図）。この報告書では、現大綱は一定の成果を挙げていると認められるとする一方、子ども・若者支援地域協議会の設置の更なる促進など取組の充実強化が必要な分野があることも指摘されている。

217 児童労働の実効的な廃止を確保する観点から、就業が認められるための最低年齢などを定めるもの。昭和48（1973）年の第58回ILO総会で採択され、昭和51（1976）年に発効。我が国は平成12（2000）年に批准。

218 最悪の形態の児童労働の禁止と撤廃に向けた即時かつ効果的な措置を取ることなどについて定めるもの。平成11（1999）年の第87回ILO総会で採択され、平成12年に発効。我が国は平成13（2001）年に批准。

219 <http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/hyouka/index.html>

220 <http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/hyouka/pdf/soutenken.pdf>

第2-5-6図 子ども・若者育成支援推進大綱の総点検

子ども・若者育成支援推進大綱の総点検（概要）

～ライフサイクルを見通した重層的な支援の充実に向けて～

(1) 総論

ライフサイクルを見通した重層的な支援ネットワークの構築

<“縦のネットワーク”(ライフサイクルを見通した支援)>

- ・「子ども・若者育成支援推進法」により理念と枠組みは整備されたが、法に基づく「子ども・若者支援地域協議会」の設置が進んでいないなど、いまだに多くの課題。
- ・幼児期から学童期、思春期を経て、青年期まで、子供・若者の年齢を縦断して継続的に寄り添い、社会的な自立に至るまでの一貫した支援を行う「縦のネットワーク」を機能させるべき。このため、上記協議会の設置促進が必要。また、「要保護児童対策地域協議会」との有機的な連携が有効。

<“横のネットワーク”(関係機関・団体のネットワーク)>

- ・核となる機関・団体が中心となって個々の子供・若者を継続的にフォローし、支援をコーディネートする必要。そのための更なる方策を検討すべき。
- ・責任の所在を明らかにしながら、関係機関・団体の連携を機能させるため、実効性のあるガイドラインやルールを示していく必要。

<一元的な相談窓口(「子ども・若者総合相談センター」)の在り方>

- ・普及が遅れ、役割を十分に果たしているとも言い難い「子ども・若者総合相談センター」の機能を担う体制が全国で確保されるよう、一層の充実強化を図るべき。その際、青少年センターや地域若者サポートステーションを組み合わせる受け皿に。

家族に対する支援の充実強化

- ・子供・若者が抱えている問題は、生まれてから現在に至るまでの育成環境における様々な問題が複合。表面的な状態に対処するのみならず、その背景にある育成環境の問題にアプローチし、支援する必要。
- ・家族への支援に一層力を入れることは、現に困難を抱える子供・若者の支援のためにも重要であるだけでなく、困難を抱えるような状況に子供・若者を追い込まないことにつながる。家族に対する支援を拡充する必要。

(2) 各論

- ・大綱の各項目における課題や今後の方向性について、大綱見直しの議論に着実に活かされるよう、指摘事項を列記して明らかに。

(3) 大綱の見直しに向けて

- ・現大綱は一定の成果をあげていると認められるが、「子ども・若者支援地域協議会」の設置の更なる促進など取組の充実強化が必要な分野も。スマートフォンの急速な普及等に伴う新たな課題もみられる。
- ・本報告書を踏まえ各界各層の英知を結集して新たな大綱を策定することを期待。その際、子供・若者の置かれた状況の変化などを踏まえ柔軟に見直すことができる仕組みや、子供・若者の視点・立場に立った施策の構造化が必要。

多様な担い手の育成

- ・専門職についてはバーンアウトや力量の個人差、民間協力者については高齢化や担い手不足といった課題。
- ・専門性を持った担い手の養成・確保を体系的に進めるべき。

子供・若者とメディア、企業行動

- ・スマートフォンの急速な普及・浸透。いわゆる「スマホ子守」や「ネット依存」の問題。保護者への広報・啓発の充実強化、乳幼児期からの対応、子供・若者がインターネットを上手く活用する能力の育成を進める必要。
- ・行政のみならず民間企業等が、当事者意識を持って、相互に協力・補完しながら、子供・若者の育成に取り組むことが肝要。

子供・若者が自らの心・身体を守ることができる力の育成

- ・子供・若者が、発達段階に応じ、自らの心や身体を正しく認識するとともに、自らの権利を適切に行使できるよう、相談先や解決方法についての教育・広報啓発、思春期特有の課題への対応などを充実する必要。

当事者である子供・若者の参画

- ・子供・若者の育成支援に同じ世代の子供・若者自身を活用していくことが重要。
- ・子供・若者自身が、主体性を持ち、互いに支援しながら、社会を形づくっていくことを支援すべき。

2 子供・若者の意見聴取等（内閣府）

（第2部第2章第2節1（2）「子供・若者の意見表明機会の確保」を参照）